

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十八年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日時	場所
平成二十八年十二月十二日（月） 午前十時から	トーク安堵カルチャーセンター（生駒郡安堵町大字東安堵八七九番地）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

- (一) 都市計画区域の名称
大和都市計画区域
 - (二) 都市計画を変更しようとする土地の区域
生駒郡安堵町大字岡崎及びかしの木台二丁目の各一部
- 2 都市計画の変更案について

現行の市街化区域の面積	変更案の市街化区域の面積
二〇、三二九・三 ha	二〇、三三九・四 ha

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び安堵町産業建設課において、平成二十八年十一月八日（火）から同年十二月五日（月）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（安堵町の住民その他の利害関係者に限

ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇）に平成二十八年十二月五日（月）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）又は変更区域を所管する安堵町の都市計画担当課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒井正吾様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

平成28年11月8日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する土地の区域

(区域：生駒郡安堵町大字岡崎及びかしの木台二丁目の各一部)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。